

殿ダム水源地域等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、殿ダム水源地域等対策事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、殿ダム建設事業による地域への諸事情に配慮するため、地域及び集落等が行うまちづくり事業等に要する経費に対し、補助金を交付することにより、ダム周辺地域の発展と殿ダム建設事業の円滑な促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市国府町大茅地区及び成器地区の集落及び団体並びに殿ダム水源地域整備事業を促進する団体とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ダム周辺地域の発展と殿ダム建設事業の円滑な促進を図る次の事業とする。

- (1) 生活環境整備対策事業
- (2) 集落等再建対策事業
- (3) 水源地域整備促進事業

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。